

大阪市動物愛護管理施策推進基金を充当する事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市動物愛護管理施策推進基金条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、大阪市動物愛護管理施策推進基金（以下「基金」という。）を充当する事業について必要な事項を定めるものとする。

(基金充当事業)

第2条 基金を充当する事業（以下「基金充当事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 所有者不明猫適正管理推進事業
- (2) 動物の適正飼養に係る普及啓発事業
- (3) 犬猫の譲渡及び保護・収容に関する事業
- (4) 前号に掲げる事業のほか、健康局長が本市の動物愛護・管理の推進に資すると認めた事業

(充当金額)

第3条 充当事業は、当該年度の寄附金等の状況に応じて、別途定めるものとする。

(施行の細目)

第4条 この要綱の施行について必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。